

三重の文化振興方針

平成20年3月

三 重 県

はじめに

今、私たちは、人口減少・少子高齢化、知識集約型産業の進展をはじめとする時代潮流の中で、社会のあり方について大きな転換を迫られています。

このような中、家族関係や地域の人と人の絆の希薄化や、心の病に苦しむ人の増加など、経済の発展だけでは解決できない課題が顕著になってきています。

文化は、長い時間をかけて育まれてきた知恵と工夫の結晶であり、くらしの営みの履歴といえます。そして、文化には人や社会に作用するような力があり、例えば、文化にふれ親しむことで、私たちは精神的な安らぎや生きる喜びを感じ、自分や他人を大切に思う心や感性が生まれ、人と人の絆がより強く結ばれます。

三重県では、このような文化のもつ力、「文化力」に着目して、あらゆる政策のベースに位置づけ、経済と文化のバランスのとれた政策を展開していきこうとしています。県として、三重の「文化力」をさらに高め、生かしていくために、文化の範囲を広くとらえ、文化芸術分野にとどまらない幅広い施策領域を対象とした文化振興のための基本的な考え方を明らかにしていくことが必要と考えました。そこで、県民と行政が一体となって推進していくための方針を策定することとし、平成19年7月、三重県文化審議会に諮問を行いました。

文化審議会では諮問を受けて多岐にわたる審議が行われ、三重の未来を築く文化振興の方向性が示されました。

今後、この「三重の文化振興方針」に基づき、県民の皆さんを主役に、市町やNPO等の団体、企業など多様な主体とともに、「みえけん愛を育む“しあわせ創造県”」の実現に向けた取組を進めていきたいと思いをします。

今回の方針では、間口が広く、効果的な施策推進が難しい文化振興の取組にあたって、「拠点」を通じた展開の考え方をお示ししました。この考え方は、文化に関する人・資料・情報等が集積し、県民の活動も集中する「拠点」を戦略的に設定し、文化振興の効果的な展開をはかろうとするものです。

これは、これまでになかった新しい方向であり、今後、この考え方のもとに、県の図書館や文化会館などの充実強化と連携、さらには新博物館の整備など多様な取組を進めていきたいと考えています。

最後に、この方針の策定にあたり、県民懇談会やパブリックコメント等を通じて意見をくださった県民の皆さん、市町や団体等の皆さんをはじめ、熱心に審議し、答申をしてくださった三重県文化審議会の委員の皆さんには、心からお礼申し上げます。

平成20年3月

三重県知事 聖名昭彦

表記について

「三重」・「三重県」および「地域」とは

三重県の県域をさす場合は「三重」、行政機関としての三重県をさす場合には「三重県」又は「県」と表記します。ただし、“みえけん愛”についてはひらがなで「みえ」と表記しています。また、「地域」とは県内の多様な地域をさすものとしします。

三重の文化振興方針の概要

第1章 三重の文化振興の考え方

- (1)文化とは
- (2)文化振興とは
 - ①意義・目的②対象範囲③施策領域
 - ④推進主体
- (3)文化振興によりめざす三重の姿

第2章 三重の文化

- 求められること
- 誰もが文化にふれ親しみ、互いに交流できること
 - 文化を記録に残して後世に伝えること
 - 多様な文化をひろめ、発信すること
 - 文化を生活やまちづくりに生かしていくこと

三重の文化

- (1) 特徴
- (2) 現状と課題

文化振興を進める視点(第3章)

- ① 協働(パートナーシップ)で推進する視点
- ② 誰もが文化に接し、文化活動に参加する権利を保障する視点
- ③ 人と文化の多様性を認め合う視点
- ④ ビジョン(未来像)を共有し、評価する視点

第3章 三重の文化振興の基本方向

基本方向

- 方向1 ~広げる、高める~
人と人、活動の交流の中で、文化を広げ高める
- 方向2 ~守る、伝える~
地域の自然と歴史・文化資産、生活文化を保存、継承する
- 方向3 ~つながる、発信する~
日本の他地域や世界とつながる
- 方向4 ~創造する、生かす~
未来に向けて、今を生きる私たちの文化を創造し、くらしやまちづくりに生かす
- 方向5 ~支える~
文化振興の取組を支える

施策内容

- 誰もが自然と歴史・文化にふれ親しみ、学び、活動するための環境整備や文化を育み、高めていくための人や団体などの幅広い交流の機会づくりや活動支援など多様な取組を進めます。
- 三重の豊かな自然や歴史・風土によって育まれてきた文化や、今を生きる人々により継承されてきた伝統文化、新たに創造される文化など、多様な自然と歴史・文化が、県民の共通の財産として、次代に発展的に引き継がれるよう、みんなで守り育てるための取組を進めます。
- 三重の文化の魅力を再発見し、三重の個性を磨いていけるよう、日本の他地域や世界との交流・発信のための取組を進めます。
- 時代にあった新たな創造と発展を導くとともに、自然や歴史・文化に関する資産を活用したまちづくりやものづくりに文化を生かして、生活を豊かにする取組を進めます。
- 文化振興のための拠点を整備し、機能の充実強化をはかるとともに、多様な主体が役割分担しながら文化振興を支えるしくみや体制を整備します。
- 自然を守り、文化を創造・継承・発展させるための取組を支える人材や県民の活動を支援する団体を育成・支援するための取組を進めます。

文化振興の取組を重点的に「支える」方針

第4章 重点方針

三重の文化振興の重点方針

県民にとって身近にある活動の拠点(=「身近な拠点」と、それを支援する専門性の高い拠点(=「文化と知的探求の拠点」)があるという認識のもとで、県内の文化振興拠点間の連携を進めるとともに、人などソフト面から充実強化をはかります。

- ・個々の拠点の充実強化
- ・拠点をつなぐことによる総合的な機能強化

⇒ 文化振興の基盤づくり

展開方向1 県民一人ひとりの身近な「場」を拓き、つなぐ

- ① 個々の「身近な拠点」の充実 → 地域ニーズに即した運営、考え方と情報の共有等
- ② 拠点間の連携 → 「文化と知的探求の拠点」との連携等

展開方向2 県の「文化と知的探求の拠点」づくり

- ① 県が設置する図書館、博物館、美術館等の充実強化 → 個々の施設の充実
- ② 県の「文化と知的探求の拠点」として、総合的に進める拠点づくり → 県の施設間の連携

県の取組

第5章 県の取組について

(1) 施策推進の考え方

- ① 主体をつなぐ
文化振興に関わる多様な主体が協働で取り組むことができる体制づくりと、個々の活動団体等の支援を行う中間支援団体の育成のための取組を検討します。
- ② 施策をつなぐ(総合的な施策展開)
関連する多様な施策において、総合的な展開をはかります。

(2) 県の役割

- 県が設置する文化振興拠点の充実強化
- 情報共有や交流を促進する場づくり(拠点間、団体間など)
- 中間支援団体、企業等と協働した活動支援体制づくり
- その他広域の自治体として担うべき役割に応じた取組

(3) 県全体の文化振興を進めるしくみ、体制

- ① 市町との連携
- ② 民間の支援活動との連携
- ③ 多様なプラットフォームの展開
- ④ 県民活動を支援する民間団体(=中間支援団体)の育成、活動支援
- ⑤ 県民の文化活動への支援
- ⑥ 取組を評価するしくみの構築

基本目標

感性と創造性豊かな、知的探求心に満ちた人が育つ三重
人と人がつながり、地域の魅力と個性を磨く三重
活力あふれ、新たな価値を生み出し、世界に発信する三重

みえけん愛を育む「しあわせ創造県」

目 次

	ページ
第 1 章 三重の文化振興の考え方	1
(1) 文化とは	
(2) 文化振興とは	
(3) 文化振興によりめざす三重の姿	
第 2 章 三重の文化	4
(1) 三重の文化の特徴	
(2) 三重の文化をめぐる現状と課題	
第 3 章 三重の文化振興の基本方向	1 0
(1) 基本方向	
(2) 文化振興を進める視点	
第 4 章 重点方針 ～文化振興のための拠点づくり～	1 4
(1) 文化振興拠点づくりの方向	
(2) 展開方向	
第 5 章 県取組について	2 4
(1) 施策推進の考え方	
(2) 県の役割	
(3) 県全体の文化振興を進めるしくみ、体制	

参考資料

第1章 三重の文化振興の考え方

(1) 文化とは

文化は、「人間の自然とのかかわりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活にかかわる総体を意味する。」(文化芸術の振興に関する基本的な方針 平成19年2月9日閣議決定)とされています。

文化を創造し、高めていくのは、私たち一人ひとりの営みであり、地域の自然を守り、文化を伝え、広げ、発信していくのも私たち自身であると考えられます。

(文化に期待されるもの)

文化にふれ親しむことで、私たちは、楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びを感じ、人生を豊かにすることができます。正義感や公正さを重んじる心や、他人を思いやる心などは、文化を大切にしている環境の中で育まれます。

また、文化を豊かにすることは、人と人を結びつけ、相互に理解し、尊重し合う土壌を提供することにつながり、共生社会の基盤になります。

さらに、多様な文化の一つひとつは、長い時間をかけて育まれてきた知恵と工夫の結晶であり、次世代に向けた新たな創造の基盤にもなります。

(三重で育まれる文化)

三重の風土、環境の中で生まれ、継承され、地域の中で、時代を経て新たな発展をしてきた個性豊かな文化が、その地域のアイデンティティ¹(独自性・個性)を形成し、地域に対する愛着や誇りを育む契機となり、地域の絆を強め、地域づくりの原動力となります。

また、独創的な地域の文化をまちづくりや産業振興などに生かすことで、新たな付加価値を生み出し、三重を活性化し、元気にする力となります。

¹ アイデンティティ：同一性、自分らしさなどと訳されますが、この方針では、地域の「独自性、個性」の意味で用いています。

(2) 文化振興とは

意義・目的

このように文化には、人や社会に作用するような力があり、三重県では、これを「文化力」と呼んで、あらゆる政策のベースに位置づけ、経済と文化のバランスのとれた政策を展開しています。

文化を大切に、みんなが文化にふれ親しみ、豊かな文化が育まれる社会を視野に入れた文化振興の取組は、三重の「文化力」をベースにしなが、その「文化力」そのものをも高め、生かしていく意義があります。

文化振興により、

多様な文化にふれ親しむことが、一人ひとりの感性や創造性を高め、自己実現と成長につながる。(=人間力の向上)

地域の文化が、地域のアイデンティティ(独自性・個性)を形成して地域に対する愛着や誇りを育む契機となり、地域の絆を強める。(=地域力の向上)

地域の文化をまちづくりや産業振興などに生かすことで、新たな魅力や付加価値を生み出す。(=創造力の向上)

の3つの側面から「文化力」が高まります。

文化振興の取組が、「文化力」を高め、「みえけん愛を育む“しあわせ創造県”」を築いていくことにつながります。

対象範囲

芸術、文化財、伝統芸能など、「文化芸術振興基本法」が対象としている範囲のほか、景観、環境・自然に関わる文化など、文化振興の目的にそって文化の範囲を幅広くとらえます。

施策領域

文化振興の取組は、幅広い施策領域のもとで展開していく必要があります。文化芸術振興施策に加えて、例えば、生涯学習振興、学校教育の充実、学術・研究の充実、自然環境保全、景観づくり、地域づくり、伝統工芸を含めた産業振興、観光振興などに関する施策のための事業・取組を総合的に展開させていきます。

とりわけ、生涯学習振興は、県民一人ひとりが生涯を通じて学習を継続し、生きがいのある生活を送り、一人ひとりの興味や関心に応じて学び、その成果を社会に還元し、その成果が地域の絆づくりへつながることをめざした施策です。文化芸術振興施策とともに、文化振興の基礎となり、文化・生涯学習施設において一体的に展開していくことが効果的です。

④ 推進主体

文化振興を進めていく上では、まず、一人ひとりが、多様な文化にふれ親しみ、自ら主体的に活動していくことが大切です。次に、一人ひとりは、団体の一員や地域の一員として、活動を広げ、深め、高めていくことが求められています。

このような、一人ひとりや団体の活動を支え、発展させていくためには、行政や民間の主体の役割が重要です。

県や市町は、県民が多様な文化にふれ親しむ機会を提供し、県民一人ひとりや団体などの活動を支援するなど、文化活動とその成果をより広げ、高めていくための環境づくりを行うことが必要です。

企業なども、文化の振興が地域や社会の発展に寄与することをふまえ、文化振興のための取組を一層進めていくことが求められます。

NPO等の団体は、行政や企業と協力しながら、身近なところで県民の活動を支援する活動を今後さらに広げていく必要があります。

(3) 文化振興によりめざす三重の姿

文化振興に取り組むことにより、以下のような三重の姿を基本目標としてめざします。

基本目標

文化振興により、「文化力」（人間力、地域力、創造力）を高め、

- 感性と創造性豊かな、知的探求心に満ちた人が育つ三重
- 人と人がつながり、地域の魅力と個性を磨く三重
- 活力あふれ、新たな価値を生み出し、世界に発信する三重

を築くことをめざします。

第2章 三重の文化

(1) 三重の文化の特徴

三重には、豊かな自然や多様な歴史が育んだ文化資源があります。

日本人の精神文化の源流をなす「伊勢」・「熊野」があり、交通の要衝の地でもある三重は、全国から人が集い、活発な交流が行われる中で、多様な文化を受け入れ、熟成し、新しい文化を育んできました。そして、来訪者に対する「もてなしの心」を育むとともに、俳聖松尾芭蕉、国学者本居宣長、能楽の観阿弥をはじめ、日本人の心を深く見つめてきた多くの文化人を輩出するなど、三重には心を大切にする伝統がいきづいています。

また、「美し国(うましくに)」と称された変化に富んだ自然環境や、歴史的な背景の中で、さまざまなまちが分散して発展してきた三重は、各地域でそれぞれ個性ある多様な文化を育むことによって、地域の魅力や価値を高めてきました。

さらに、豊かな物産や地理的条件を生かして活発な産業活動を展開してきた三重は、伊勢商人や御師の活動、伝統工芸の優れた職人の技、自然の力を引き出す農林水産業の工夫など、多彩な知恵と技を育んできました。

「みえの文化力指針(平成18年5月)」から抜粋

三重は、伊勢湾から伊勢志摩のリアス式海岸、熊野灘へと続く1000 kmにも及ぶ海岸線、急峻な鈴鹿山脈と雄大な紀伊山地、伊勢湾をはじめ、大阪湾や熊野灘に注ぐ多彩な河川、平野や盆地など変化に富んだ美しい自然に恵まれています。旧国名では、「伊勢」、「志摩」、「伊賀」、「紀伊」の4つの国から成っていた三重は、多様な気候・風土のもとでのくらしの営みから、地域性豊かな文化が育まれてきました。

三重の文化は、地域性豊かで多様なことが大きな特徴ですが、古代以降、伊勢神宮を結びとする数々の参宮道、熊野三山に向かう熊野古道などがあり、全国から多くの人々が訪れ、互いに影響し合う文化交流が行われ、発展してきたことも大きな特徴です。また、伊勢湾などに形成された湊が東西物流の

拠点となり、伊勢商人などは江戸へ進出し、商品だけでなく、同時にさまざまな文化交流も盛んに行われたと考えられます。遠く離れた地域の文化の足跡が三重に残る一方、三重で育まれた文化が日本各地に広がり文化の種を蒔いて新たな文化へと発展しました。このようなことは、三重における文化発展の大きな特徴ではないかと考えられます。

多くの著名な人物が三重の地から輩出し、彼らを慕って全国から人が集まり、芸術や学術などの交流が行われたことも三重の文化の特徴であると考えられます。

また、豊かな自然との関わり、対話の中で、文化が育まれてきたということも三重の文化の特徴であると考えられます。

(2) 三重の文化をめぐる現状と課題

現在においても、豊かな自然環境と長年の歴史の中で創り上げてきた三重の伝統、文化を、今に受け継ぎ、発展させていくための、多様な活動が行われています。

県民による三重の文化を支え、受け継ぐ多様な活動

幅広い層の県民による多様な文化活動

幅広い年齢層の県民により、多様な文化活動、創作活動が行われています。例えば、子ども歌舞伎、子ども太鼓などの伝統芸能や郷土芸能に子どもが親しみ、演じていく活動、吹奏楽や合唱、演劇等の熱心なサークル活動など、次代を担う児童や青少年による積極的な活動が行われています。また、途絶えてしまった地域のまつりや伝統芸能の復活に尽力している人やグループ、方言による演劇活動など、地域に根ざした活動をしている人やグループもあり、地域においてユニークで活発な活動が展開されています。

多様な文化活動を支えるもの

多様な文化活動や学習を行い、成果を発表する場、文化にふれる場として、公民館や図書館、博物館、文化会館等の文化・生涯学習施設が、重要な役割を果たしています。

これらの中には、民間の事業者により設置されている施設があり、資金面をはじめさまざまな運営上の困難を乗り越えて、よりよい拠点活動のた

めに尽力されています。また、近年は公の施設の一部に指定管理者制度²が導入されるなど、文化活動を支えるものとして、民間の活動が大きな力を発揮するようになりました。

12の市町や県において、文化・生涯学習施設の指定管理者制度が導入されており（平成19年4月1日現在）、指定管理業務を受けた財団やNPOなどは、公益性や公立施設としての使命・役割を発揮しつつ、さまざまなジャンル、魅力的な事業の企画立案に努めるとともに、人材育成や地域へのアウトリーチ³活動など工夫を凝らして運営を行っています。この結果、公演収支比率や施設稼働率などにも良い成果が生まれている施設も出てきています。また、この指定管理者制度は、受ける側のNPO等の団体にとっても、その団体のミッション⁴（使命）の実現や経営安定化につながるという視点から注目されています。

また、県内のさまざまな施設では、ボランティア等の参画が、施設の活動強化の力となっています。

県民の文化活動を支援する取組としては、行政等が支援するほかに、交流や文化レベルの向上、情報共有などを目的として県内の文化団体や個人などが参画して結成したNPOなどの活動があります。

また、県民の文化活動に対する助成や、国内外の優れた文化を普及する活動などを行っている企業メセナ⁵などの団体や企業もあります。行政は、このような企業やNPO等の団体との協力・協働体制を密にしていくことが求められます。

地域の自然と歴史・文化資産を保存・継承し、交流・発信する活動
関宿などの旧街道のまち並み保存や、熊野古道を生かした地域づくりなど、住民や事業者などが、地域の自然と歴史・文化に関する資産を生かしたまちづくりを主体的に行い、個性と魅力ある地域を形成し、継承していくような取組も県内のさまざまな地域で進められています。

² 指定管理者制度：平成15年9月の地方自治法の改正により新たに導入された制度であり、これにより、「公の施設」の管理・運営について、直営のほか、これまで政令で定めた出資法人等に限定していたものを、株式会社など民間事業者でも行うことができるようになりました。

³ アウトリーチ：英語で「手を伸ばすこと」を意味し、教育普及、館外活動などといわれることもあります。文化施設の観点では、学校や福祉施設等で出張講演など、日頃、文化にふれる機会の少ない人々に対して働きかけを行うことをいいます。

⁴ ミッション：使命、課せられた任務などと訳されています。

⁵ 企業メセナ：企業が、資金を提供して文化・芸術活動を支援することをいいます。

このような文化を生かしたまちづくりを支える取組として、伝統工芸の技術・技法を生かした現代にいきづく伝統工芸品、特産品開発の取組や、地域に残る文化財や自然環境などを個人や企業、地域が主体となって、大切に守り、継承していくことも行われています。

各地域のまちかど博物館は、個人などが所有している地域の特産物や伝統文化をあらゆるさまざまな資料などをユニークなテーマ、名称で展示、公開することにより、その地域の文化にふれる機会を提供していますが、その活動も文化の保存や継承、交流に役立っています。

交流という視点からみると、さまざまなコンクールや地域で開催されるイベントなどは、三重で育まれた文化を発信し、人や文化を幅広い交流の中で育てていくための貴重な機会や場となってきました。

これらのことを通じて、三重の多様な文化の裾野が広がり、新たな到達点をめざして発展してきているといえます。

社会や地域の現状を背景としたさまざまな課題

多くの県民による活動の一方で、近年の社会や地域の状況などを背景に、文化をめぐるさまざまな課題も見えてきます。

とりわけ、祖父母から子、孫への世代間のつながり、地域の住民相互のつながりなど、これまで文化を継承し、発展させてきた地域の潜在的な力が弱くなってきており、これを補う新たな場や取組が必要になっています。

地域の文化資産の滅失、流出

近年、景観に対する意識が高まり、まち並み保存などが行われる一方で、旧家の建て替えなどに伴う貴重な文化資産の散逸・滅失や市町村合併などによる公文書等旧市町村保存資料の散逸などがみられます。平成19年3月にまとめられた三重県資料現況確認調査報告書（三重県生活部）によると、三重県史編さん事業で確認された貴重な資料のうち、すでに処分されたり、所在不明となっているものが全体の17.2%を占めました。

（求められること）

今後、県内の貴重な資料の所在の確認や記録、収蔵についての考え方の検討、貴重な文化資産の保存場所の確保などが求められます。

伝統文化を担う人材や技術の伝承の危機

人口が減少し、少子高齢化が進む中で、県南部や中山間地域などでは過疎化が進み、地域のまつりや行事、産業の中で育成されてきた地域の伝統を受け継ぐ人材が不足し、伝統技術の継承が困難となるなど、伝統文化が消失することが懸念されています。また、都市部では地域のつながりが希薄になり、過疎地域と同様にさまざまな地域文化の継承が難しくなっています。

（求められること）

人口減少が進む中で、地域の文化を広く紹介しつつ、その地域に住む人以外の人に関わってもらうことも視野に入れながら、人材育成や保存環境を整えるなど、継承するための取組を進めるとともに、記録に残していくことも必要です。

家庭や地域で育まれる生活文化の発展と継承の危機

ライフスタイルの変化や生活時間の多様化などさまざまな社会の変化により、食文化や年中行事など地域に伝わる生活文化を育み、継承することが難しくなっています。

（求められること）

地域のまつり、公民館などでの料理教室や文化講座、学校の授業・行事など、さまざまな機会を利用し、地域の生活文化をひろめ、発信するとともに、記録に残していくことが必要です。

子どもたちの実体験の不足や活字離れ

外遊びをする機会が減少し、地域とのつながりが希薄になる中で、子どもたちの自然体験や生活体験など実体験が不足している傾向があります。また、多様なメディアの発達や生活の変化などにより、読書時間が減少する傾向があり、活字離れも顕著になっています。

（求められること）

家庭や地域、学校で、実体験が子どもの成長に与える影響やその大切さを伝えるとともに、文化・生涯学習施設やNPO等の団体などが、フィールドワーク⁶やワークショップ⁷などにより、多様な体験の機会を提供していくことが求められます。

⁶ フィールドワーク：野外で行われる探訪・採集・調査・研究などの活動のことをいいます。

⁷ ワークショップ：参加・体験型の講座・講習のことをいいます。

誰もが文化に接し、多様な文化を認め合う環境整備

三重県では、外国人住民が増加し、在留外国人統計（法務省 平成18年12月末現在）によると外国人人口の割合が全国で3位と高くなっています。こうした中で、地域社会においては、言語や文化、習慣の違いなどから、さまざまな課題が生じています。このような状況などをふまえて、地域や国などによって異なる多様な文化を認め合い、誰もが文化に接し、文化活動に参加できるような環境整備が求められています。

（求められること）

さまざまな国や地域の文化にふれ親しむ機会の提供や交流の場づくりにより、多様な文化を認め合う環境を育むとともに、新たな発展や創造につなげていくことが求められます。

自然環境の危機

三重は、豊かな自然環境に囲まれ、人と自然が共生する中で、文化が育まれてきました。近年、地球環境の破壊が言われる中、三重では、里地里山⁸の荒廃や外来生物の侵入等の影響によって、1,483種もの野生動植物種が絶滅の危機にあります（「三重県レッドデータブック2005」⁹から）。生物多様性の確保をはかるために、自然環境を保全して、自然資産を守ることが求められています。

（求められること）

自然と文化は、表裏一体のものともいえ、三重の豊かな文化は、豊かな自然に支えられているため、自然について理解を深めるとともに、自然環境を保全するための取組をNPO等の団体、地域の人材などとともに進めていくことが必要です。

三重の文化をめぐる現状から求められることをまとめると、
誰もが文化にふれ親しみ、互いに交流できること
文化を記録に残して後世に伝えること
多様な文化をひろめ、発信すること
文化を生活やまちづくりに生かしていくこと
について、今後方策を講じて、取組を進めていく必要があります。

⁸ 里地里山：居住地域の近くに広がり、薪炭用材や落葉の採取、農業などさまざまな人間の働きかけをとおして自然環境が維持・形成されてきた地域のことをいいます。樹林地、農地、湿地等で構成されており、多様な野生動植物の生息・生育場所になっています。

⁹ 「三重県レッドデータブック2005」：絶滅のおそれのある野生動植物の種をリストアップし、現状および保護対策をまとめた報告書

第3章 三重の文化振興の基本方向

(1) 基本方向

基本目標を実現するためには、前章の最後にまとめた三重の文化をめぐる現状から求められることに対応した下記の1～4の方向に、それを支えるしくみや体制づくりなどのための方向を加えた、5つの方向で、文化振興を推進します。

方向1 ~広げる、高める~

人と人、活動の交流の中で、文化を広げ高める

【めざすこと】

一人ひとりの自己実現と文化の発展につながるよう、誰もが多様な自然と歴史・文化にふれ親しみ、文化活動へ参加し、幅広い交流を進めます。

【施策内容】

次代を担う子どもたちが、さまざまな文化にふれて感動や共感し、驚きなどを体験することは、創造力・コミュニケーション能力の育成や人間形成に大きな役割を果たします。

幅広く文化振興をはかり、誰もが自然と歴史・文化にふれ親しみ、学び、活動するための環境整備や文化を育み、高めていくための人や団体などの幅広い交流の機会づくりや活動支援など多様な取組を進めます。

方向2 ~守る、伝える~

地域の自然と歴史・文化資産、生活文化を保存、継承する

【めざすこと】

自然と歴史・文化資産等が、後世において再発見・再評価されることにもつながるよう、貴重な自然と歴史・文化を記録・保存し、継承していくことを進めます。

【施策内容】

私たちは、過去から未来への世代間のつながりの中で、文化を継承し、新たな文化に発展させながら、地域の文化を育ててきました。三重の豊かな自然や歴史・風土によって育まれてきた文化や、今を生きる人々に

より継承されてきた伝統文化、新たに創造される文化など、多様な自然と歴史・文化が、県民の共通の財産として、次代に発展的に引き継がれるよう、みんなで守り育てるための取組を進めます。

方向3 ~つながる、発信する~

日本の他地域や世界とつながる

【めざすこと】

地域のなかで、消失しそうになっている伝統文化や生活文化の良さを再発見したり、発展的に県内外に広がっていくことにつながるよう、他地域との交流を進め、地域の個性を発信します。

【施策内容】

文化の創造と発展は、過去からの継承という時間軸でとらえるだけでなく、外との交流の中で、他地域の文化に触発され、新たな創造、発展につながるという考え方が大切です。三重の文化の魅力を再発見し、三重の個性を磨いていけるよう、日本の他地域や世界との交流・発信のための取組を進めます。

方向4 ~創造する、生かす~

未来に向けて、今を生きる私たちの文化を創造し、くらしやまちづくりに生かす

【めざすこと】

一人ひとりの生活を豊かにすることや、新たな文化の創造・発信につながるよう、文化を生活やまちづくりに生かしていくことを進めます。

【施策内容】

新しい分野を切り拓くような文化についても、文化を広げ高め、社会を豊かにする可能性をもつものとして認め、伸ばしていくことが必要です。文化を継承するだけでなく、時代にあった新たな創造と発展を導くとともに、自然や歴史・文化に関する資産を活用したまちづくりやものづくりに文化を生かして、生活を豊かにする取組を進めます。

方向5 **～支える～**
文化振興の取組を支える

【めざすこと】

さまざまな文化振興の取組を支え、持続的に展開していけるようなしくみや体制を整えることを進めます。

【施策内容】

多様な文化振興の取組を進めていくために、文化振興のための拠点を整備し、機能の充実強化をはかるとともに、多様な主体が役割分担しながら文化振興を支えるしくみや体制を整備します。また、自然を守り、文化を創造・継承・発展させるための取組を支える人材や県民の活動を支援する団体を育成・支援するための取組を進めます。

(2) 文化振興を進める視点

基本方向にそった施策展開にあたっては、次の視点を明確にして取り組みます。

協働（パートナーシップ）で推進する視点

文化を創造し、発展させていく主役は、県民一人ひとりです。県、市町、関係機関などが、民間のさまざまな主体と密接に連携・協働して、県民の活動を支援する視点が必要です。このため、文化振興は、県民に開かれたものとして、県民の意見を尊重し、取り入れながら進めていきます。

誰もが文化に接し、文化活動に参加する権利を保障する視点

誰もが文化にふれ親しみ、文化を創造し、文化活動に参加する権利が保障されることが必要です。このため、三重の文化振興を進めていく上では、誰もが自然や歴史・文化に接し、活動できるよう環境を整備する視点をもって取り組みます。

人と文化の多様性を認め合う視点

文化は、個人の内面より生まれるものから、地域性を背景としながら生まれ育つもの、人類共有の普遍的な文化に至るまで、多様な文化が創造され、発展しています。

このような多様な文化を認め合い、尊重する視点をもって取り組みます。

ビジョン¹⁰（未来像）を共有し、評価する視点

文化振興の取組にあたっては、参画しているさまざまな主体とともに、めざす姿をビジョンとして共有し、取組の成果や課題を確認し、次の取組へとつなげていく視点をもって取り組みます。

¹⁰ ビジョン：未来像、展望、見通しなどの意味があります。

第4章 重点方針 ～文化振興のための拠点づくり～

文化振興の取組は、対象などが幅広いことから、集中的・効果的に取組を進めていくことが必要です。このことをふまえ、第3章の基本方向5「支える」を進めるための重点的な取組として、人や活動が集中するような拠点を設定して、その充実強化をはかっていきます。

そこで、県内の文化振興のための拠点の特徴、役割をもとにした個々の拠点の充実強化と連携による県内拠点ネットづくりを重点方針として取り組みます。

※「文化振興拠点」について

文化振興拠点にふさわしい場として、現に、幅広い県民が、活用・活動する場となっている多様な文化・生涯学習施設を設定します。このことにより、県民や多様な主体が情報等を共有し、文化振興のための活動を進めやすくなります。

重点方針

県民にとって身近にある活動の拠点（＝「身近な拠点」）と、それを支援する専門性の高い拠点（＝「文化と知的探求の拠点」）があるという認識のもとで、県内の文化振興拠点間の連携を進めるとともに、人などソフト面から充実強化をはかります。

- ・ 個々の拠点の充実強化
 - ・ 拠点をつなぐことによる総合的な機能強化
- ⇒ 文化振興の基盤づくり

（1）文化振興拠点づくりの方向

- 「身近な拠点」と「文化と知的探求の拠点」が連携する拠点ネットづくり
文化振興拠点には、「県民にとって、近くにあって活動の場としやすい『身近な拠点』としての性格が強いもの」と、「専門性が高く、文化との接点、知的探求を支援する拠点としての性格が強いもの」があります。

公民館や地域の交流施設、あるいは、高齢者センターや児童館など特定の対象のための施設などが、身近な拠点として期待されます。（「身近な拠点」と呼びます。）「身近な拠点」は、誰にでも文化に接する権利を保障していくためのアクセスポイントとしての役割が重要です。

また、図書館、博物館、美術館、文化会館などは、専門性が高く、モノや情報という形で知識や知恵などが集積しています。これらの施設は、文化と知的探求の拠点としての役割が期待されます。（「文化と知的探求の拠点」と

呼びます。)

文化振興のために、この「身近な拠点」と「文化と知的探求の拠点」との役割を想定しつつ、個々の拠点がうまく連携し合うことで拠点が網の目のようにつながり(=拠点ネット)、県民の役に立てるような取組や体制づくりを進めます。

拠点づくりの視点 ~ “県民が主役”の拠点を県民の目線で作る~

文化振興拠点が人と文化を育てる拠点となり機能していくためには、利用者である県民の立場から拠点をつくり、運営していく視点が必要です。県民の視点から拠点を運営し、事業等を企画・実施するにあたっては、県民の参画が必要です。県民が、「(学び、考え、仲間をつくり、楽しむための)自分たちの活動の舞台」、「(拠点を)活用する」などの視点から、活動に関わっていくことが、拠点の機能を充実させることにつながっていくと考えられます。

文化振興拠点において、県民は、利用者であり、さまざまな活動の主役であり、また、拠点や他の県民の活動を支援する人材としても期待されます。

(拠点づくりに求められる人材)

このような施設を活用しようとする県民を支援し、施設の機能を十分発揮させるためには、専門性をもった人材、コーディネーターなど多様な人材が必要になります。

拠点機能を高める人材例

ア 専門知識をもった人材(学芸員、司書など)

イ コーディネーター(活動や人をつなげる人材)

ウ インタープリター(解説や案内を行うことで施設の利用を助ける人材)

エ 経営の視点から拠点全体をマネジメント(調整・管理)する人

オ ボランティア、企業などの支援者 など

以上のような人材を確保し、拠点を機能させるためには、運営資金やしっかりとした運営体制、行政、NPO等の団体、企業などの支援が必要です。

あわせて、各拠点のもつ特徴を生かした機能連携を推進することで、より質の高い情報やサービスなどを利用者に提供することができます。

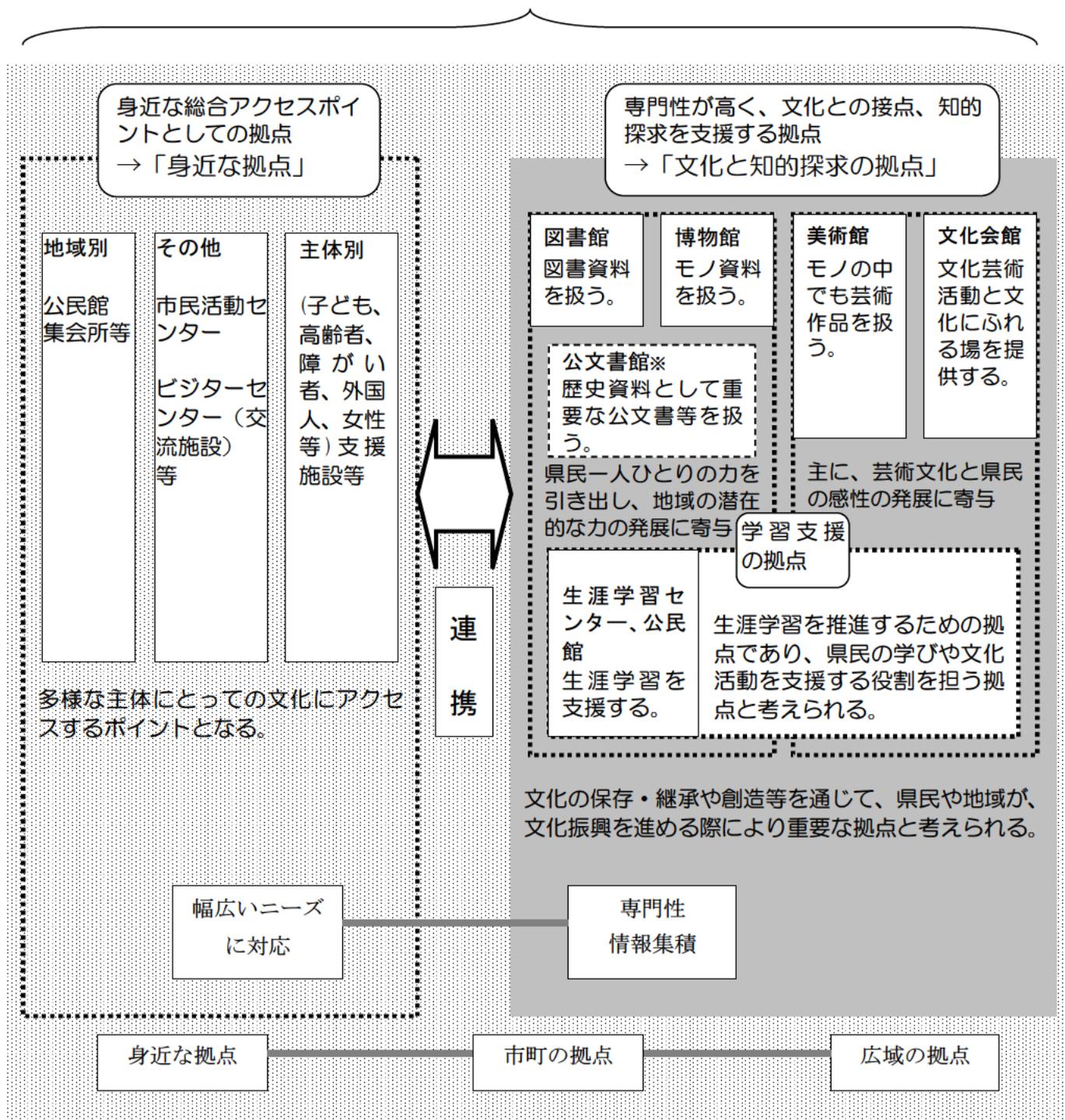
拠点づくりの推進体制

重点方針を進めるにあたっては、県や市町が、民間の企業や団体など多様

な主体と協力、協働しながら総合的に幅広い取組を推進していきます。

「公共施設はみんなのためのもの」という考えのもと、多様な主体が関わり、発展させていく視点で取組を進めます。

☆「文化振興拠点」間の役割連携のイメージ
総合的に文化振興に寄与



※ 三重県では、「公文書館」を設置していませんが、今後重要な拠点の一つとして設置されることが望まれます。

(2) 展開方向

県内拠点ネットづくりに向けた

展開方向1 県民一人ひとりの身近な「場」を拓き、つなぐ

誰もが文化に親しみ、学び、成長する中で、自己実現できるよう、日々の文化活動や生涯学習の場として「身近な拠点」の充実をはかるとともに、拠点間の連携に取り組みます。

「身近な拠点」の多くは、市町により管理・運営されているものが多く、県は、市町や「身近な拠点」に対して、県の考え方を十分に説明し、情報共有や連携の機会をもちながら、取組を進めていきます。

個々の「身近な拠点」の充実

ア 地域ニーズに即した運営

「身近な拠点」が、県民にとって、日々の文化活動や生涯学習の場として機能していくためには、まず地域の人・情報が集まってくる場所であることが求められます。このため、「身近な拠点」は、開かれた施設運営を行うとともに、地域の課題やニーズに敏感に対応する姿勢をもつことが必要です。

イ 「身近な拠点」の充実強化に向けた情報共有の場づくり

「身近な拠点」の機能を充実させるために、三重の文化振興の考え方や「身近な拠点」に期待される役割、取組方向などについて、個々の拠点を運営する人々と考え方を共有していく必要があります。

「身近な拠点」の多くは、市町が管理するものであることから、県は、市町と情報や意見を交換する場をもって、互いの役割を明確にして、協力し合いながら、「身近な拠点」の充実に向けた取組を進めます。

ウ 特定の対象に対する文化振興拠点の考え方

児童館や高齢者・障がい者・外国人等のための支援センターなど特定の対象に対する拠点やビジターセンター、民間の施設等の拠点については、文化振興の「身近な拠点」として期待されることについて、個々の拠点が認識することと、具体的な取組を提案することなどが求められます。

拠点間の連携

拠点が連携することにより、新たな効果が生じるとともに、サービスが充実します。

ア 「身近な拠点」間の情報共有

「身近な拠点」でよりニーズにあった情報提供や活動支援が行われるために、「身近な拠点」どうしの情報共有や意見交換が必要です。

イ 「文化と知的探求の拠点」との連携

県民が、「身近な拠点」で、充実した文化活動や学習活動に取り組めるよう、「身近な拠点」と市町や県など広域の「文化と知的探求の拠点」との連携を強めていきます。

市町や広域の拠点は、「身近な拠点」が、事業や活動の企画を実施するにあたって、専門的なアドバイスや講師派遣などの支援をするための体制づくりを進めていくことが重要です。例えば、「身近な拠点」と「文化と知的探求の拠点」が事業を協働で企画、実施することは、「文化と知的探求の拠点」が情報として、成功事例やノウハウを伝え、「身近な拠点」の人材育成に貢献する機会となります。

また、個々の拠点で対応できないことについては、応えられる施設を案内していくようなしくみづくりを行うことも必要です。

「文化と知的探求の拠点」にとっても、「身近な拠点」との連携を強めていくことで、地域の状況やニーズを知り、自分たちの施設の事業や活動に活かしていくことにつながります。

県内拠点ネットづくりに向けた

展開方向2 県の「文化と知的探求の拠点」づくり

県が設置し、文化振興拠点として、特に重要と考えられる「図書館」、「博物館」、「美術館」、「文化会館」、「生涯学習センター」などについて、「文化と知的探求の拠点」の役割や特徴をふまえた機能の充実強化、連携などを進めます。

「文化と知的探求の拠点」については、市町と県の各々が充実強化をはかっていく必要があります。

県の「文化と知的探求の拠点」は、広域の拠点として、

- ・ 市町や地域への専門的、広域的な視点からの支援
- ・ 市町や地域の拠点で活動する人材の育成支援
- ・ 市町の拠点をつないで、広域で求められるサービスの提供など

を行っていく役割などがあります。

県の「文化と知的探求の拠点」づくりのためには、個々の拠点の充実強化、および他の拠点との連携による機能強化を進め、全体として、三重の「文化と知的探求の拠点」として最適な機能を発揮していくように取組を進めます。

各拠点が、県の文化振興拠点として共通のミッション（使命）とビジョン（未来像）を共有した上で、個々の施設のミッション、ビジョンを明確にします。同時に、各拠点が連携した取組をどのように進めていくのか、ということについて一緒に考え、企画立案していく必要があります。このためのしくみや体制を明確にして、取組を進めます。

県が設置する図書館、博物館、美術館、文化会館、生涯学習センターなどの充実強化

“ミッション（使命）”に基づく“ビジョン（未来像）”を実現する視点から、組織や体制、事業内容を強化する

個々の拠点の充実強化のために、県民の視点に立って、個々の拠点が、その特徴に応じた役割をもとにしたミッションや短期、中期、長期のビジョン、目標にそって、「誰のために」、「何のために」ということを意識して、組織や体制、事業内容の強化や他の拠点との連携に取り組んでいくようにします。

なお、県立博物館については、施設の老朽化等により、三重の博物館として本来果たすべき役割、機能を発揮できない状況になっていることから、施設そのものについて見直し、新しい博物館を整備する方向でできる限り早急に検討を進めます。

また、「県民のために」ということに加えて、「県民とともに」ということも、重要な視点です。

個々の拠点の機能強化にとっては、人員・組織面、施設整備面、外部との連携・交流面が重要なポイントになると考えられます。

ア 人員・組織面からの充実強化

個々の拠点は、利用者の視点に立って、必要と思われるサービスを提供できるような人材を配置することが求められることから、拠点がもつビジョン等にそって、どのような人材確保が必要になるのかを、まず明確にするようにします。

例えば、図書館が、レファレンス¹¹機能を重視するとすれば、司書をはじめ、それに応じた人材が必要です。博物館が、学習機能を重視するとすれば、学芸員をはじめスタッフに、学校と連携した展示や発信ができるコーディネーターとして学校教育に詳しい人材が必要になります。

また、ビジョンにそって、拠点運営をはかるために、マネジメント、コーディネートができる人材や体制についても、検討を進めます。

イ 施設整備面からの充実強化

施設面については、年齢・障がいの有無などにかかわらず、さまざまな利用者の視点に立って、より利用しやすく、快適で、楽しめる施設とするための工夫をします。そのためには、利用者の声に耳を傾け、常に改善を続けていく姿勢をもつことが重要です。

例えば、誰にもわかりやすい表示や説明の仕方を工夫するとともに、休憩や気分転換のスペースづくりにあたっては、気分がリフレッシュし、新たな創造に向けた意欲がわいてきて、知的好奇心が高まるような快適な空間となるようにします。

¹¹ レファレンス：参考、参照、照会、問い合わせと訳されますが、この方針では、「利用者に対し、求められている資料や情報源を提示したり、質問に回答したりすること、またそのサービス」の意味で用いています。

ウ 連携・交流面からの充実強化

各拠点は、幅広い連携・交流によって機能強化をはかるようにします。

連携にあたっては、「相互連携」、「情報共有」、「情報公開」が重要です。連携交流相手としては、学校・教育委員会、市町・民間の施設、大学等の高等教育機関、民間企業・団体等、県外の施設や機関等、県の各部局を想定します。以下のことを連携例としながら、実際にどのような連携に取り組めるかについて検討し、実践していきます。

【連携の具体例】

学校・教育委員会

- ・学校の教育内容と関連づけた行事や展示その他の企画
- ・共同研究
- ・意見交換

市町・民間施設

- ・地域での企画展の共同開催
- ・互いの収蔵資料の貸し借り
- ・定期的な情報交流の場づくり
- ・共通のデータベースづくり（例：収蔵資料、レファレンス事例など）
- ・人事交流
- ・共同研究
- ・意見交換

大学等の高等教育機関

- ・大学等の授業や研究・実践の場としての施設利用
- ・共同研究
- ・企画立案の相談役としての大学

民間企業・団体等

- ・企画展や事業企画等の紹介、支援協力
- ・交流の機会づくり

県外の施設や機関等

- ・共同展示、共同研究等の共同事業の企画・実施

広域の拠点としての視点から求められる活動

広域の拠点としての役割を果たすため、以下のような活動が重要です。

ア 県民誰もが拠点を利用できるように ～アウトリーチ活動の強化～

県が設置する施設は、広域の拠点であり、拠点から離れた場所に居住する県民にとって、何度も訪れ、拠点を利用するのは、地理的に難しい

ため、「身近な拠点」との連携を強化するとともに、意識的に、地域へのアウトリーチ活動を位置づけ、展開していきます。

アウトリーチ活動に際しては、地域のニーズ、状況に十分配慮するとともに、「身近な拠点」との連携の視点をもって取組を進めます。

例えば、移動展示、出前講座、フィールドワークなどのように、地域に出掛けていく活動や、地域の「身近な拠点」と連携したサービスを工夫する、などといった取組を進めることを検討します。特に、学校や地域の公民館、児童館と連携して行うことが効果的と考えられます。

また、学校と連携して、学校行事として施設見学を位置づけてもらうだけでなく、学校において文化に接する機会を積極的に提供していくため、教育活動を支援していく取組も重要です。

イ 市町や民間の拠点との連携

市町や民間の拠点との情報・意見交換の場を定期的にもって、三重の文化振興や拠点の役割等についての共通理解をはかり、互いの状況を理解することにより、新たな取組につなげていきます。

また、市町との協力関係を築くことにより、市町や地域への専門的、広域的な視点からの支援、市町や地域の拠点で活動する人材の育成支援、市町の拠点をつないで、広域で求められるサービスを企画・提供するなどの活動を展開していくことも可能となります。

県の「文化と知的探求の拠点」として、総合的に進める拠点づくり

県の各拠点が、互いの役割を明確にした上で、事業や機能面で連携することにより相乗効果を引き出し合いながら、全体として、県民の「文化と知的探求の拠点」としての機能を発揮するという視点で取組を進めます。

ア 事業連携の視点から

各拠点が、共同で事業を行うことにより、

- ・人の交流のきっかけとなり、人的ネットワークが広がる
- ・事業を一緒に行うことにより、県民にとってより幅広い知的刺激を受けられる可能性が広がる

という効果があります。

イ 機能連携の視点から

機能連携とは、拠点が共通してもつ機能を具体的に発揮するにあつ

て、互いに連携して効果的なサービスの提供につなげることや、拠点のもつ機能を集めて全体として機能強化につなげることなどが考えられます。

例えば、図書館、博物館、美術館などのもつ情報をうまく活用するために、情報をデータベース化し、閲覧サービスに関する環境整備を行うことにより、利便性やサービスの質の向上をはかることが考えられます。

また、美術館と博物館における資料の保管の考え方など、具体的に重複する機能について、調整し、機能連携をはかることで、効率的な運営が可能になります。

ウ 共有化、共同利用の視点から

県の総合文化センターに集積している各拠点については、互いの施設・設備やノウハウなどを共同で利用するという発想を明確に拠点運営に取り入れることで、利用者に対する利便性や快適性の向上をもたらすとともに、より効率的で合理的な管理運営をはかります。

第5章 県の取組について

県は、自らの役割を果たしていくため、予算や人を確保して、計画的に取組を進めます。また、市町や企業、中間支援団体¹²などのパートナーとの情報共有を十分に行います。

(1) 施策推進の考え方

文化振興を推進していく上で、県は、次のような視点から、取組を進めます。

主体をつなぐ

多様な主体が文化振興に関わり、「新しい時代の公」の考え方にに基づき推進していきます。

そこで、特に、文化振興に関わる多様な主体が協働で取り組むことができる体制づくりと合わせ、個々の活動団体等の支援を行う中間支援団体の育成を重点的に進めていくことも視野に入れて取組を進めます。

施策をつなぐ（総合的な施策展開）

関連する多様な施策において総合的な展開をはかることにより、文化振興のための人材育成や環境づくりになったり、まちづくりや観光振興につながったりするという意味から互いに相乗的な効果を得ることができます。

例えば、

- ・ 学校教育との連携は、児童や生徒に、文化に接する機会を提供することで、豊かな感性と人間性を育むとともに、地域の自然環境や歴史・文化への理解を深めることで、地域への愛着や誇りを育て、次代の文化の担い手を育成することにつながります。
- ・ 環境、景観やまちづくり、観光、食文化などの取組を一体的な施策連携のもとで進めることは、県外に向けて発信力のある魅力豊かな地域社会の形成につながります。

¹² 中間支援団体：この方針では、文化団体等の活動を支援し、活発にしていくような活動を行う民間団体の意味で用いています。

- ・ 福祉分野のさまざまな施策やユニバーサルデザイン¹³を広めるための取組などとの連携は、誰もが文化に接し、文化活動ができる環境を整備するとともに、一人ひとりの心を豊かにして心身共に健康な生活を実現することにつながります。
- ・ 産業振興や観光振興、地域づくり、学校教育などの施策と連携して、産業等に関する遺産の保全活用を進めていくことは、新たな三重の魅力づくりと、地域の歴史とともに産業の発展の姿を体験的に知る場づくりにつながります。

そこで、学校教育の充実、学術・研究の充実、自然環境保全、景観づくり、地域づくり、伝統工芸を含めた産業振興、観光振興などに関する施策と文化芸術振興施策と連携した取組を進めます。その上で、県の拠点において、県民の興味や関心を喚起し、醸成する生涯学習振興施策と連動して展開していきます。このため、各部が所管する施策と文化振興の取組との連携のための場づくりを行います。

【取組の進め方】

10ページの「基本方向」にそって、文化振興と関連する各部の取組を総合的に展開します。取組にあたっては、県の総合計画「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」の事業体系を前提として、事業の連携と推進をはかります。

「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」に位置づけられた、施策131「文化にふれ親しむ環境づくり」は、おおむね上記「基本方向」全体を網羅する施策であり、三重の文化振興を推進する中心施策といえます。このため、基本的には、この施策を推進するために策定された「三重の文化芸術振興方策」に基づき、具体的な三重の文化振興の取組を進めます。

取組を進めるにあたっては、一体的に進めることが適当な生涯学習振興施策のための「三重県生涯学習振興基本計画」をはじめ、文化振興に寄与する多様な施策について、それぞれの施策を推進するための諸計画を関連計画として、意識的に連携をはかりながら進めます。

関係する施策と連携した総合的な展開に向けては、関係室を中心とした常設の連絡会議を設置して、本方針の考え方、方向に基づく個別具体的な取組を検討し、実施します。

¹³ ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人利用可能であるように、あらかじめ、施設、製品・制度・サービス等をデザインすることをいいます。

(2) 県の役割

県は、主に次の役割を果たしながら、三重の文化振興を先導的かつ確実に進めていきます。

県が設置する文化振興拠点の充実強化

県は、県が設置する文化振興拠点の充実強化を進めるとともに、県内の文化振興拠点が、単独ではできないことを補完し、支援する役割を果たします。

情報共有や交流を促進する場づくり（拠点間、団体間など）

各拠点間の情報共有や、各地で活動している人や団体などが交流するための場づくりを進め、新たな展開につなげていくような環境を整備していく役割を果たします。

中間支援団体、企業等と協働した活動支援体制づくり

県民一人ひとりや文化団体等の活動を支援していくため、中間支援団体や企業、関係機関などと協働して活動支援体制を築いていく役割を果たします。

その他広域の自治体として担うべき役割に応じた取組

市町の補完をはじめ、広域の取組の企画・調整、県外との交流などの取組を進める役割を果たします。

(3) 県全体の文化振興を進めるしくみ、体制

県は、自らの役割に従い、次のような県全体の文化振興を進めるしくみ、体制の構築に向けて取組を進めます。

県全体の文化振興を進める上で大切なことは、県が県の役割に応じた取組を率先して進めていくことと、団体、企業、市町、県等が協働して県民の活動を支援していくことです。

今後は、特に、民間の主体を育てていくことと、民間の主体と行政との協働体制の構築が求められます。協働体制の構築にあたっては、みんなが取組の方向性を共有し、取組を振り返ることができるしくみを検討し、実践していくように取り組みます。

市町との連携

「身近な拠点」と広域の拠点が、互いの連携により十分に機能を果たすために、市町の文化振興担当部署と定期的に情報・意見交換の場をもち、互いの施策ビジョンや状況を理解しながら、必要な取組を展開することができるような環境づくりを進めます。

民間の支援活動との連携

市町とともに、企業メセナなど民間の支援活動を行っている団体等と情報共有をはかり、総合的に三重の文化振興を進めます。

また、社会貢献活動の一環として文化振興に主体的に参画するよう企業等に働きかけを行い、協働して個人や団体の活動を支援するような取組を進めます。

多様なプラットフォーム¹⁴の展開

文化振興拠点が、多様なプラットフォームとして機能するような取組を各拠点が進め、新たな取組につなげていくようなしなやかづくりを検討します。

県民活動を支援する民間の団体（＝中間支援団体）の育成、活動支援

各拠点に集まる人や団体の活動を支援し、活発にしていくような活動を行う民間団体の育成、活動支援に取り組みます。

県民の文化活動への支援

分野ごとの活動を活性化するような支援、拠点づくりを検討し、できることから実践していきます。

取組を評価するしくみの構築

文化振興に関する県の施策の方向性や取組を検討して共有し、振り返ることで、次の取組につなげることができるよう、多様な主体が参画して評価するためのしくみを検討し、実践していきます。

¹⁴ プラットフォーム：出会いの場、活動の基盤などを意味します。この方針では、分野ごと、地域ごとなど多様な集まりを創出するための舞台の意味で用いています。

参 考 資 料

資料1	三重県文化審議会 経過	1
資料1別紙	諮問文(写)	3
資料2	「三重の文化振興方針(仮称)」(中間案)および「新博物館のあり方について」(素案)に対する県民の皆さん等からの意見	4
資料3	文化振興の展開イメージ	5
資料4	拠点づくりの趣旨 ~なぜ拠点づくりが重要か~ (三重県文化審議会答申より)	6
資料5	県が設置する「図書館」,「博物館」,「美術館」, 「文化会館」,「生涯学習センター」,「公文書館」に 求められる機能等について(三重県文化審議会答申より)	8

三重県文化審議会 経過

1 委員名簿

<委員>

	名 前	役 職	備 考
1	今井 正次	三重短期大学生生活科学科教授	新博物館のあり方部会 (部会長)
2	大矢 陽子	鈴鹿市立長太小学校校長	文化振興拠点部会
3	川口 節子	元三重県教育委員長	新博物館のあり方部会
4	河俣 規世佳	児童文学作家	文化振興拠点部会
5	櫻井 治男	皇學館大学社会福祉学部長	新博物館のあり方部会
6	下登 彩	三重テレビ放送アナウンサー	文化振興拠点部会
7	武村 泰男	鈴鹿国際大学長 (財)三重県文化振興事業団理事長	【会長】 文化振興拠点部会
8	田部 眞樹子	NPO 法人三重県子どもNPOサポートセンター理事長	文化振興拠点部会 (部会長)
9	中川 幾郎	帝塚山大学大学院教授	新博物館のあり方部会
10	中林 博	NPO 法人三重県文化協会理事長	【副会長】 新博物館のあり方部会
11	中村 忠明	(財)岡田文化財団(パラミタミュージアム)	新博物館のあり方部会
12	浜辺 佳子	(農)伊賀の里モクモク手づくりファーム	新博物館のあり方部会
13	速水 亨	速水林業代表	文化振興拠点部会
14	三浦 信一	(社)東員町文化協会会長	文化振興拠点部会
15	山田 康彦	三重大学教育学部長	新博物館のあり方部会

<専門委員>

	名 前	役 職	備 考
1	大塚 由良美	桑名市教育委員会生涯学習課長	文化振興拠点部会
2	小山 憲司	三重大学人文学部准教授	文化振興拠点部会
3	宇野 文男	福井大学教育地域科学部教授	新博物館のあり方部会
4	竹林 武一	(財)三重県こどもわかもの育成財団理事長	新博物館のあり方部会
5	藤原 寛	三重県立博物館館長	新博物館のあり方部会
6	松生 安彦	前百五経済研究所代表取締役	新博物館のあり方部会
7	松月 清郎	ミキモト真珠島 真珠博物館館長	新博物館のあり方部会

2 会議の経過

(1) 委員会

- 第1回 平成19年 7月23日(月)
<内容> ・会長・副会長の選任
・諮問
・新しい文化振興策の考え方について
・部会の設置について
・検討の進め方について
- 第2回 平成19年 8月 8日(水)
<内容> ・検討内容について
・骨子案(案)について
- 第3回 平成19年 9月18日(火)
<内容> ・「文化振興拠点部会」「新博物館のあり方部会」の中間報告
・県議会政策討論会議の検討概要報告
・「三重の文化振興方針(仮称)」(骨子案)について
・「博物館に関する基本的な考え方」(案)について
・県民意見交換会の開催概要等について
- 第4回 平成19年11月20日(火)
<内容> ・県民意見交換会における意見への対応
・「三重の文化振興方針(仮称)」(中間案)について
・「新博物館のあり方について」(素案)について
- 第5回 平成20年 1月29日(火)
<内容> ・「三重の文化振興方針(仮称)」(答申案)について
・「新博物館のあり方について」(答申案)について

(2) 部会

文化振興拠点部会

- 第1回 平成19年 8月23日(木)
第2回 平成19年 9月 3日(月)
第3回 平成19年10月17日(水)
第4回 平成19年10月29日(月)

新博物館のあり方部会

- 第1回 平成19年 9月 4日(火)
第2回 平成19年 9月11日(火)
第3回 平成19年10月23日(火)
第4回 平成19年11月 6日(火)
第5回 平成20年 1月18日(金)

(3) 県民意見交換会

- 第1回 平成19年10月20日(土) (鈴鹿市)
第2回 平成19年10月21日(日) (松阪市)

諮問文(写)



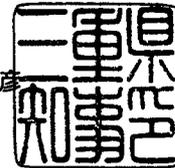
生活第12-83号

三重県文化審議会

「三重の文化振興方針(仮称)」及び新博物館のあり方について、三重県文化審議会設置条例(昭和46年7月27日 三重県条例第33号)第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

平成19年7月23日

三重県知事 野呂昭彦



(諮問理由)

三重県では、「みえけん愛を育む“しあわせ創造県”」の実現に向けて、文化の持つ力に着目し、その力を高め、生かす取組を進めてきました。

平成18年度には、その考え方にそって、文化芸術分野を対象とした施策を推進していくため、「三重の文化芸術振興方策」を策定したところです。

今後、三重の文化を継承し、より発展させていくためには、文化芸術分野にとどまらない生涯学習分野などの近接領域まで幅広く対象とした文化振興のための基本的な考え方を明らかにして、県民の皆さんと行政が共に推進していく必要があります。

とりわけ、三重の豊かな文化的資源を生かし、県民の皆さん一人ひとりの感性や創造力を育み、「知の拠点」となるような文化振興拠点の機能やあり方について検討することが重要です。

あわせて、長年政策課題となってきました新しい博物館や公文書館のあり方についても、文化振興の基本的な考え方にに基づき検討していく必要があります。と判断しています。

以上のような考え方のもと、平成19年度内に新博物館のあり方を含めた「三重の文化振興方針(仮称)」を策定するため、貴審議会の意見を求めるものです。

「三重の文化振興方針（仮称）」（中間案）及び「新博物館のあり方について」（素案）に対する県民の皆さん等からの意見

1 県民懇談会

平成19年12月15日（土）	四日市市
平成19年12月15日（土）	津市
平成19年12月16日（日）	伊勢市
平成19年12月22日（土）	伊賀市
平成20年 1月11日（金）	熊野市

2 パブリックコメント

期間

平成19年12月14日（金） ～ 平成20年1月15日（火）

3 市町への照会

期間

平成19年12月18日（火） ～ 平成20年1月10日（木）

4 「三重の文化振興方針（仮称）」（中間案）及び「新博物館のあり方について」（素案）に対する県民等からの意見の提出状況

※1	県民懇談会の意見件数		パブリックコメント					市町等からの意見件数		
	当日	書面	延べ人数 ※2					意見の件数	市町	文化施設等
			メール	FAX	郵送	持参	計			
「三重の文化振興方針（仮称）」（中間案）	1	2	6	0	5	1	12	42	16	2
「新博物館のあり方について」（素案）	165	102	16	2	12	1	31	134	1	4
合計	166	104	22	2	17	2	43	176	17	6

※ 1 いただいた意見については、整理の都合上、適宜集約しています。

※ 2 パブリックコメントの人数については、中間案と素案の両方を提出された方は両方の項目で計上しています。

県民しあわせプラン基本理念：みえけん愛を育む“しあわせ創造県”

- ・「文化力」の向上
- ・「新しい時代の公」の推進

文化振興
→「三重の文化振興方針」

【文化振興のための取組の進め方】近接領域の施策の文化振興のために必要な事業（取組）と事業（取組）を連携して展開します。

多様な施策の事業をつなげて
総合的に展開

中心的に進める施策

学校教育
1 2 2
学校教育の充実
等

学術研究
5 1 3
科学技術交流の推進
等

文化芸術	生涯学習
1 3 1 文化にふれ親しむことができる環境づくり	1 2 1 生涯学習の推進
⇄ 一体的に推進	
三重の文化芸術振興方策	三重県生涯学習振興基本計画の関係部分

観光振興
2 3 3
観光・交流産業の振興
等

自然環境保全
4 2 1
自然環境の保全・再生と活用
等

つなげる施策の例

伝統工芸を含む産業振興
2 3 2
活力ある地域産業の振興
等

地域づくり
5 3 1
地域の特性を生かした地域づくり
等

景観づくり
5 2 3
住民参画による景観まちづくりの推進
等

県民しあわせプラン・第二次戦略計画の関連施策
(番号・名称)

拠点づくりの趣旨 ～なぜ拠点づくりが重要か～

(三重県文化審議会答申「三重の文化振興方針(仮称)」本文より抜粋)

県民にとっての文化振興拠点

文化振興拠点は、県民にとって、あるときは、自然や歴史・文化にふれ親しみ、互いに交流して楽しい時を過ごす場として、また、先人のことを知り、過去へ思いを馳せる場として、そして、さまざまなことを調べ、課題の解決を助けてもらえる場として、その時々には多様な役割を担います。

文化振興拠点は、誰にでも開かれた場所であり、一人ひとりの成長と自己実現の場として、また、地域を支援する場として重要です。

例えば、文化振興拠点は、ある県民にとっては、学び、活動する中で、思わぬ気づきや発見をしたり、知識や知恵を得たりしながら、新たな刺激を受ける場所となります。また、ある県民にとっては、さまざまな人と出会い、次の創作活動へとつながる場所となります。そして、このような拠点で活動する県民の中には、より主体性をもって活動に参画して、拠点の持続的な発展を導く力になる人もいます。

文化振興拠点は、地域の自然と歴史・文化を記録・研究するとともに、新たな文化を創造し、次世代へ発展的に継承していくための活動の舞台としても、重要な役割を果たします。

このように、文化振興拠点は、多様な機能を持ち、幅広い県民が訪れ、知的探求、文化活動の場として大きな役割を果たしています。そこで、さらに、県民の視点で文化振興拠点を充実強化し、拠点をとおして、県民の活動を支援し、文化振興の取組を進めることが必要です。

「人」をはじめとするソフト面を充実強化する「拠点づくり」

拠点には、「人」、「資金」、「場所」の要素があり、“建物を建てれば即「拠点」となるわけではない”、ということをもふまえた拠点づくりが大切です。

施設が拠点として機能するためには、「人」をはじめとするソフト面の充実が重要なポイントになります。このソフト面の充実により、建設に要したコストが、何倍もの価値となり、継続して、価値がもたらされることにつながります。

文化振興拠点の機能

文化振興拠点は、誰にでも広く開かれた場であり、おおむね次のような機能をもっています。

ア 一人ひとりの生涯学習を支援する機能(学習支援)

本人の学習ニーズに対する支援だけでなく、未来に向けて社会の一員として必要な学習内容を提供する。

イ 一人ひとりや団体の自然と歴史・文化に関する活動を支援する機能(活動支援)

- ウ 多様な文化情報を紹介し、ひろめる機能（情報提供）
- エ 資料を収集・保存する機能（収集・保存）
- オ よりレベルの高い拠点活動を行うための調査・研究機能（調査・研究）
- カ 専門性をもった人材を育成する機能（人材育成）
- キ 利用者などに、いかに文化にふれ親しみ、文化活動に参加してもらうかについての企画立案機能（企画立案）
- ク 文化活動や人をつなげる機能（コーディネート）

拠点が、これらの機能のすべてを均等に備えるということではなく、それぞれの目的、特徴等によって優先すべき機能が異なると考えられます。

(資料5)

県が設置する「図書館」、「博物館」、「美術館」、「文化会館」、「生涯学習センター」、「公文書館」に求められる機能等について

(三重県文化審議会答申「三重の文化振興方針(仮称)」本文・参考資料より抜粋)

【拠点の特徴に応じた期待される役割】

図書館

図書館は、主に、図書資料を通じ、人類の英知、国内外の知識情報にふれるとともに、学習や交流をとおして考える力や創造性を育み、一人ひとりが自己実現をはかる知識と情報の拠点としての役割が期待されています。

博物館

博物館は、主に、地域の自然と歴史・文化に関するモノ資料を通じ、過去、現在の自然、くらしや文化を知り、自分や地域の過去を知ることで、自分や地域の今を振り返り、未来に向けて考察する拠点としての役割が期待されています。

美術館

美術館は、主に、美術作品をとおして、作者の生き方や考え方、世界や地域の自然、くらし、文化にふれることで、自分や地域を振り返り、一人ひとりの芸術性と感性を育む拠点としての役割が期待されています。

文化会館

文化会館は、主に、さまざまな音楽、舞台芸術などをとおして、作者、演奏者、演技者等の生き方や考え方、世界や地域の自然、くらし、文化にふれるとともに、自らが活動の主体となって自己表現に取り組む人や団体を支援することで、地域全体の芸術性と感性を育む拠点としての役割が期待されています。

生涯学習センター

生涯学習センターは、主に、県民一人ひとりの学習ニーズを把握しつつ、さまざまな学習支援、機会の提供を行うとともに、県内の市町や生涯学習拠点の支援を行うなど、生涯学習を推進する拠点としての役割が期待されています。

公文書館

公文書館は、主に、歴史資料として重要な公文書等を保存するとともに、県民等の求めに応じて、閲覧の機会を提供するとともに、資料に関する調査・研究を行い、その成果について提供する拠点としての役割が期待されています。

図書館

特徴：図書、記録資料を扱う。
業務：一人ひとりのニーズに応じて、知識、知恵などの情報を的確に提供する。
役割：県民一人ひとりの自主的な活動と自己実現を支援する。
地域の多様な知的活動、産業活動等を高め、支援する。
機能：・情報検索（レファレンス）による情報収集、成果活用支援
・図書貸し出し、講座等提供による学習支援、調査・研究
・講演会等交流支援

図書館とは

図書資料を通じ、人類の英知、国内外の知識情報にふれることで、一人ひとりの考える力、創造性を育む、知識と情報の拠点

博物館

特徴：歴史、民俗、産業、自然科学等に関するモノ資料を扱う。
業務：資料を収集・保存・継承し、展示等により、資料の活用と情報を発信する。
役割：県民一人ひとりの自主的な活動と自己実現を支援する。
地域の過去、現在をあらわし、地域づくりや課題解決を支援するとともに、未来にむけた地域アイデンティティの明確化・発信につなげる。
機能：資料の収集・保存・活用、展示、情報提供・発信、教育・普及、調査・研究

博物館とは

地域の自然と歴史・文化に関するモノ資料を通じ、過去、現在の自然、くらしや文化を知り、自分や地域の今を振り返り、未来に向けて考察する拠点

県民一人ひとりの力を引き出し、地域の潜在的な力の発展に寄与

美術館

特徴：モノの中でも芸術作品を扱う。
業務：資料を収集・保存・継承し、展示等により、資料の活用と情報を発信する。
役割：県民一人ひとりの自主的な活動と自己実現を支援する。
優れた芸術作品の鑑賞機会を提供し、県民の文化芸術に関する素養を高めるための支援を行う。
機能：資料の収集・保存、展示・活用、情報提供・発信、教育・普及、調査・研究

美術館とは

作品をとおして、作者の生き方や考え、世界や地方の自然、くらし、文化にふれることで、自分や地域を振り返り、一人ひとりの芸術性と感性を育む拠点

文化会館

特徴：文化芸術活動の交流（鑑賞、発表）の場
業務：優れた音楽、舞台芸術等の鑑賞機会を提供するとともに、県民に発表の場を提供する。
役割：県民一人ひとりの自主的な活動と自己実現を支援する。
優れた文化芸術作品の鑑賞機会を提供し、県民の文化芸術に関する素養を高めるための支援を行う。
機能：場の提供、情報提供・発信、教育・普及、調査・研究

文化会館とは

さまざまな音楽、舞台芸術などをとおして、作者の生き方や考え、世界や地域の自然、くらし、文化にふれるとともに、自らが活動の主体となって自己表現に取り組む人や団体を支援することで、地域全体の芸術性と感性を育む拠点

主に、芸術文化の継承・創造・発展と県民の感性の醸成に寄与

生涯学習センター

特徴：生涯学習の拠点として、生涯学習を進める上でのさまざまな情報をデータベースとしてもつ。

業務：一人ひとりのニーズを把握しつつ、生涯学習に関する各種情報を的確に提供するとともに、生涯学習に関する多様な学習等の機会を開発し、提供する。

役割：県民一人ひとりの自主的な学習活動と自己実現を支援する。

各種情報収集・整理・提供、調査・研究にもとづく県内の市町や生涯学習施設への支援を行う。

機能：生涯学習に関する各種情報を収集・整理し県民に提供、レファレンスサービス、調査・研究、学習・研修機会の提供、場の提供



生涯学習センターとは

県民一人ひとりの学習ニーズを把握しつつ、さまざまな学習支援、機会の提供を行うとともに、県内の市町や生涯学習拠点の支援を行う、生涯学習を推進する拠点

生涯学習を推進するための拠点であり、県民の学びや文化活動を支援する役割を担う重要な拠点

公文書館

特徴：歴史資料として重要な公文書等文献資料を扱う。

業務：歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧等の利用に供する。

役割：歴史資料として重要な公文書等の保存と活用

機能：・資料の保存・収集

・閲覧機能をもち、情報検索（レファレンス）による情報収集、成果活用支援

・資料に関する調査・研究と成果の還元（展示、講演会の開催など）



公文書館とは

歴史資料として重要な公文書等を保存するとともに、県民等の求めに応じて、閲覧を行うとともに、資料に関する調査・研究を行い、その成果について提供する拠点

県民の文化と知的探求を支援する役割を担う拠点